

# 東日本大震災で被災された皆さまへ (各種支援制度のお知らせ)

震災により被災された方は、被害状況に応じて各種支援制度が受けられます。

平成23年6月24日発行  
栄町  
電話：0476-95-1111 (代)

3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの町にも大きな被害をもたらしました。被災されました皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、町では、4月5日から「り災証明」や「各種支援制度」についての問い合わせに対応するため、役場やふれあいプラザさかえの窓口で「お知らせ」文をご案内するとともに、町ホームページでも内容等を掲載して参りました。一方、災害発生から3ヶ月が経過し、液状化等に起因した住家被災者に対し千葉県独自の補助制度が創設されたことから、今般町民の皆さま方に同制度についてご案内するとともに、他の支援制度についても併せてお知らせすることにしました。

震災により被災された方は、被害状況に応じて町税等の減免、県からの支援金、法令に基づく給付や資金の貸付支援が受けられます。各種支援内容は以下のとおりですので、利用できる制度の詳細や個別の相談につきましては、記載の担当課等にお問い合わせください。

## 町内被災者への支援内容

内 容	所管課	具体的な支援
<b>住まいの確保・再建</b> 被災者生活再建支援制度 (国の支援制度)	福祉課 内線140	(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住することができない状態が長時間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) 【支給額】 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。(単身世帯は複数世帯の支援金の3/4) ① 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金) ア) 全壊(1)に該当：100万円 イ) 解体(2)に該当：100万円 ウ) 長期避難(3)に該当：100万円 エ) 大規模半壊(4)に該当：50万円 ② 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金) ア) 建設・購入：200万円 イ) 補修：100万円 ウ) 賃貸(公営住宅以外)：50万円
住宅が全壊もしくは、大規模半壊した世帯や敷地に被害が生じ、やむを得ず住宅を解体した世帯(半壊を含む)など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援資金を支給するものです。 【支給対象】 今回の地震により次の住宅被害を受け、町からその被害程度を証する「り災証明」の交付を受けた世帯です。※アパート等の賃借人(世帯)も対象となりますが、貸主(大家)は該当しません。 (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		

内 容	所管課	具体的な支援
<b>住まいの確保・再建(新規)</b> 液状化等被害住宅再建支援事業(県の補助金支援事業)	福祉課 内線140	【支援金額】 支援金額は、以下のとおりとなります。(単身世帯は複数世帯の支援金の3/4) (1)の場合：100万円 (2)の場合：100万円 (3)の場合：25万円 ※(1)～(3)の支援金を重複して受けることはできません。 【具体的な工事例】
生活の拠点である住宅や地盤に被害を受けた世帯が、早期に安心して安全な生活を回復できるよう、千葉県と栄町が連携して住宅再建のための支援金を交付します。 【支給対象】 震災により被害を受けた一戸建住宅に居住していた世帯で、その被害程度を証する「り災証明」の交付を受けた世帯です。※アパート等は該当しません。 (1) 液状化等の住宅地盤被害により「半壊に至らない(一部損壊)」被害を受けた住宅を解体した世帯 ※住宅の解体とは、住宅の全てを解体することをいいます。柱・基礎等一部を残した住宅建設は含みません。 (2) 液状化等の住宅地盤被害により「半壊」または「半壊に至らない(一部損壊)」被害を受けた住宅の地盤を復旧(住宅の基礎の修復を含む)した世帯 ※住宅の地盤復旧とは、地盤に杭打ちや薬液の注入、盛り土を行うことをいいます。住宅の地盤でない庭や車庫の地盤等のみの復旧は含みません。また、基礎の修復とは、住宅の土台のかさ上げや増し基礎、基礎の新設等を行うことをいいます。 (3) 「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯 ※住宅の補修とは、屋根や壁、床や柱、基礎や建具、その他住宅に付帯する設備等を修理することをいいます。外塀や門扉等は含みません。 (その他) ※支援金の交付は1回限りです。 ※「半壊」や「半壊に至らない(一部損壊)」は、町が発行する「り災証明書」に記載されています。また、同一敷地内で、世帯分離している場合は、同一世帯として取り扱います。 ※地盤被害により住宅が「半壊」の被害を受けた世帯が、地盤の復旧等をせず、住宅の補修のみを行った場合は、(3)に該当します。		
注意：既に町から半壊又は一部損壊の判定を受けている方で、国の支援を受けていない方についても、液状化等の住宅地盤被害の場合、本支援制度の対象となる場合がありますので、税務課までご連絡ください。		
【申請期間】 原則として平成23年度内に補修等の工事を行う世帯を対象としています。年度内に補修工事が完了しない場合や工事が開始できない場合は、福祉課にご相談ください。 【申請に必要な書類】		
必要書類	備 考	
申請書	福祉課(1階)	
り災証明書	税務課(2階)	
住民票	住民課(1階)	
契約書等の写し	ない場合、内訳の入った請求・領収書の写し	
預金通帳の写し	振込先を確認(世帯主の口座番号等)できるもの	
解体証明書	住宅解体世帯のみ添付。税務課で発行	
その他	状況により必要な書類の添付を求めます	

裏面もご覧ください



## 町内被災者への支援内容（続き）

内 容	所管課	具体的な支援
住いの確保・再建 栄町被災者住宅再建資金 利子補給金制度	財政課 内線323 327	被災された住宅を補修及び建替え、あるいは購入される方が金融機関から融資を受けた場合、次のとおり利子の一部を補助します。 対 象：・り災証明書の交付を受けた方（個人のみ） ・平成24年3月31日までに融資を受ける方 補助内容：融資額のうち30万円以上500万円以下を対象 利子補給率は、2%を上限 利子補給の期間は、7年以内 ※その他詳細については、お問い合わせください。
税金・保険料		
固定資産税	税務課 内線203	土地・家屋等復旧不能・大規模修理が必要な、半壊以上のり災証明を受けた世帯は、減免措置がありますので、ご相談ください。
町民税	税務課 内線203	災害で生じた損失について、総所得金額等から控除できる雑損控除、住宅借入金等特別控除等税制改正により、制度が拡充されました。申告に際し、り災証明が必要となる場合がありますので、ご相談ください。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	健康保険課 内線123	全壊・半壊のり災証明書の交付を受けた世帯が対象で、減免率については、以下のとおりです。町発行のり災証明書（写し）が必要です。 (1)住居の全壊…100%、(2)住居の半壊…50% 後期高齢者医療保険料については、所得額及び損害程度により減免率が異なりますので、ご相談ください。
介護保険料の減免	福祉課 内線141	全壊・半壊のり災証明書の交付を受けた世帯が対象で、減免率については、以下のとおりです。町発行のり災証明書（写し）が必要です。 (1)住居の全壊…100%、(2)住居の半壊…50%
子ども養育支援		
障害児扶養手当等の特別措置	福祉課 内線152	住宅等の財産価格の1/2以上の損害を受けた世帯が対象です。具体的な対応策は、現地調査を踏まえて判定しますので、ご相談ください。
保育所保育料・児童クラブ保護者負担金の減免	福祉課 内線156	全壊・半壊のり災証明書の交付を受けた世帯が対象で、減免率については、以下のとおりです。町発行のり災証明書（写し）が必要です。 (1)住居の全壊…100%、(2)住居の半壊…50%
児童扶養手当の特別措置	福祉課 内線155	所有している資産の1/2以上被害があった場合、被災者に対する児童扶養手当について、所得制限を解除します。
公共料金等		
上水道料金	長門川水道企業団	宅内漏水したお客様には、水道料金の減免措置を行っています。
下水道料金	下水道課 内線461	天災又はこれに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と町長が認める場合は、減免となります。

内 容	所管課	内 容	所管課
災害見舞金	千葉県災害見舞金 ※り災証明書で住家が全壊の場合に支給（アパート等の賃借人（世帯）も対象、貸主は対象外） 支給額…10万円	当面の生活資金の支援 （申込み期限） 6月30日	生活福祉資金貸付制度（融資） 社会福祉協議会 福祉課 内線140 災害援護資金（融資） 福祉課 内線155 母子寡婦福祉貸付金（融資） 福祉課 内線155
		住まいの確保・再建	母子寡婦福祉貸付金の住宅資金 福祉課 内線155
	住まいの補修	母子寡婦福祉貸付金の住宅資金 福祉課 内線155 生活福祉資金制度による貸付 ※住宅の補修等（融資） 【災害援護資金の対象となる世帯は適用除外】 社会福祉協議会 95-1100	
日本赤十字社見舞金 ※り災証明書で住家が全壊・半壊の場合に支給 支給額…5千円	福祉課 内線140		
千葉県共同募金会見舞金 ※り災証明書で住家が全壊・半壊の場合に支給 支給額…1万円（全壊） 5千円（半壊） ●賃貸住宅（アパート等） 5千円（全壊） 3千円（半壊）	社会福祉協議会 95-1100		
※表中の内容詳細については、各所管課へお問い合わせください。 【問合せ先】 福祉課（電話 各内線番号へ） 役場95-1111 税務課（電話 内線203） 健康保険課（電話 内線123） 財政課（電話 内線327） 下水道課（電話 内線461） 長門川水道企業団（電話 80-2700） 社会福祉協議会（電話 95-1100）			